

質疑の回答

件名	飲料等自動販売機設置事業者募集に関する質問
----	-----------------------

No	対象書類	質疑内容	回答
1	仕様書	<p>仕様書『8 設置機種等 カ』にて“紙コップ式の飲料用自動販売機は不可とします”と表記がございますが、『7取扱商品及び販売価格 ア 取扱商品』では、“ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水”と表記がございます。</p> <p>紙コップ式の自販機は今回対象外という認識でお間違いないでしょうか。</p> <p>また、自動で蓋が付く機能を備えた紙コップ式自販機でのご提案は可能でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、紙コップ式の自販機は仕様の要件を満たしていません。清涼飲料水の提供に当たっては、密閉型のみを必須条件とします。そのため、紙パックにより密閉しているものは可ですが、密閉されていない紙コップ式は不可としたものです。</p> <p>また、自動で蓋が付く機能があっても、利用者が取り外す可能性があることに鑑み、ご質問にある紙コップ式自販機も不可とします。</p>
2	仕様書	<p>【発注者からの補足】</p> <p>自動販売機に転倒防止板を設置する場合の寸法の考え方について</p>	<p style="color: red;">修正後の募集要領P13（仕様書）にあるとおり、寸法上限には、転倒防止板（ボルト等を含む）を含まないものとします。</p> <p style="color: red;">自動販売機に転倒防止板を設置する場合、転倒防止板を含めた寸法が仕様書「3 設置場所」に記載する寸法上限に収まることとします。</p> <p>（この回答欄の内容は、発注者である公益財団法人堺市文化振興財団が仕様書に関する補足として記載するものです。）</p>